

# 第1部

# 障害者計画

## 第1章 計画策定にあたっての基本的考え方

### 1 計画策定の背景

#### (1) 障害者福祉をめぐる動き

近年、障害者の福祉に関わる国の制度は、措置制度から支援費制度、さらに障害者自立支援法による改正と大きく変化してきました。

措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に従来の社会福祉事業法が改正され、社会福祉法が成立するとともに、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法等の改正が行われました。

こうした改正（「社会福祉基礎構造改革」といわれる）を受けて、障害者福祉に関わるサービスは、従来の行政がサービスの内容を決定する「措置制度」に変わって、障害者がサービスを選択し事業者と契約して利用する「支援費制度」が平成15年4月より実施されました。また、平成14年12月には、国の障害者基本計画及び重点施策5か年計画が策定されました。

平成16年6月には、障害者基本法が改正され、障害を理由とする差別や権利侵害の禁止などが新たに盛り込まれるとともに、区市町村における障害者のための基本的な計画（「市町村障害者計画」という）の策定が義務付けられました。

障害者自立支援法の公布

平成17年11月に、障害者自立支援法が公布されました。法のポイントとして（ ）障害者福祉のサービスを「一元化」（ ）区市町村が実施主体（ ）利用したサービス量や所得に応じた負担と国の財政責任の明確化（ ）就労支援の強化（ ）支給決定の透明化・明確化 が示されました。

#### (2) 江東区における障害者支援への取り組み

「ノーマライゼーション推進プラン21」=江東区障害者福祉計画

昭和55年以降に各種福祉施設が東京都から区へ移管されるようになる中で、江東区は、昭和56年に「障害者問題懇談会」を設置し、障害者団体等との密接な協力体制のもとに、障害者施策を進めてきました。

平成8年3月には、障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「ノーマライゼーション推進プラン21」=江東区障害者福祉計画を策定（計画期間は平成7年度～平成12年度）し、計画的な施策の推進を図りました。

「ノーマライゼーション推進プラン 21」では、障害のある人もない人も共に生活できる地域社会の実現をめざして、「人間性の尊重」、「自立と連帯」、「生活の質の向上」の3つを計画の基本理念として掲げました。

「江東区長期基本計画改定版」(平成17年3月策定)

平成13年3月に「江東区長期基本計画」が策定されましたが、予測を超える人口の増加や財政状況の変化に対応するため、平成17年3月には、「江東区長期基本計画改定版」が策定されました。

基本計画では、障害者施策として、「障害者在宅・入所サービスの推進」、「障害者の自立支援」、「社会参加推進の支援」、「福祉人材の育成」、「人にやさしいまちづくり」(公共施設等のバリアフリー化の推進など)が示されています。

## 2 計画策定の目的

平成16年に障害者基本法が改正され、区市町村については、これまで努力義務であった障害者計画の策定が、平成19年4月から義務化されることになりました。

本区では、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者福祉に関わる施策を再構築するとともに、障害者の地域生活を支援する基盤を整備し、サービスをより充実させて、「障害のある人もない人も共に生活できる地域社会の実現」に向けて前進するために、江東区障害者計画を策定するものです。

## 3 計画の位置づけ

障害者基本法に基づく市町村障害者計画

江東区障害者計画は、平成16年に改正された障害者基本法に基づく市町村障害者計画(障害者基本法第9条第3項、障害者のための施策に関する基本的な計画)です。

江東区長期基本計画との関係

江東区障害者計画は、平成17年3月に策定された「江東区長期基本計画改定版」(地方自治法第2条第4項の基本構想を含む)の部門別計画です。

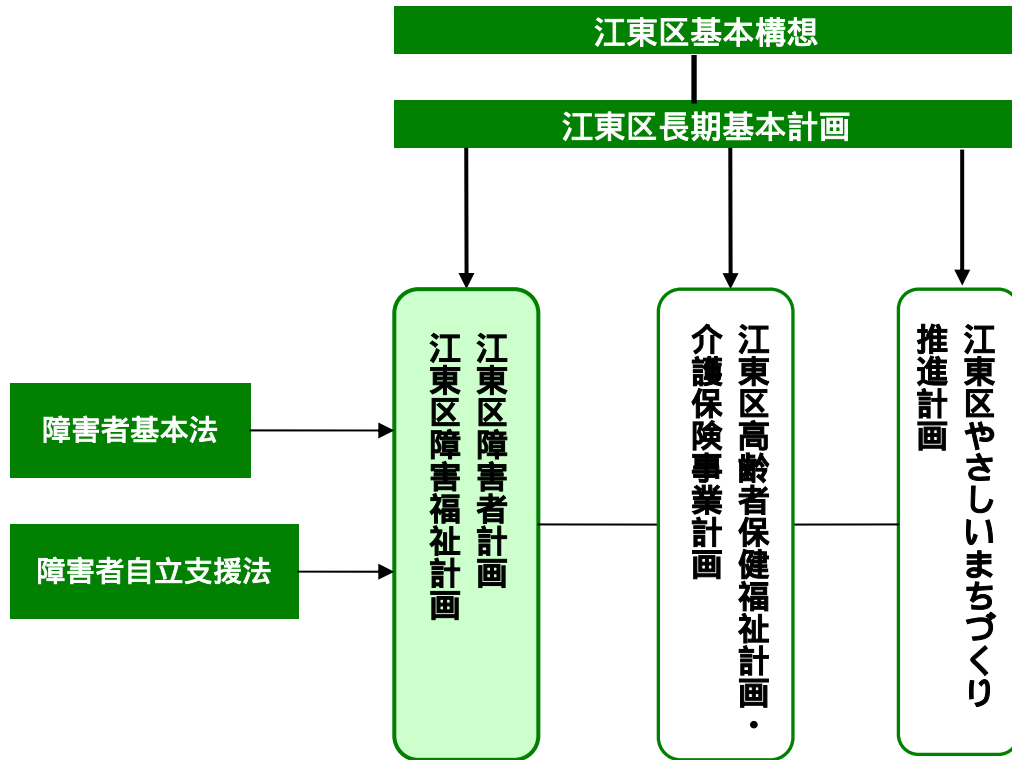
江東区障害福祉計画との関係

江東区障害者計画は、障害者基本法に基づく中長期の計画であり、障害者のための施策に関する基本的事項を定めるものです。これに対し、江東区障害福祉計画は、障害者自立支援法に基づく3年を1期とする計画で、障害者が利用する障害福祉サービス等の確保に関するものです。江東区障害者計画の施策の柱の中で、主として「障害者の自立生活の支援」の事項に関わる実施計画として、江東区障害福祉計画を位置づけます。

江東区の他の計画との関係

江東区障害者計画は、「江東区やさしいまちづくり推進計画」(平成16年3月策定)や「江東区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成18年3月策定)と連携し、調和のとれたものとして策定します。

【江東区障害者計画の位置づけ】



#### 4 計画の期間

江東区障害者計画の期間は、平成 18 年度から平成 23 年度までの 6 年間の計画とします。

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
障害者計画	→					
障害福祉計画	第 1 期 →			第 2 期 →		

## 第2章 障害者の現状

### 1 障害者数の推移

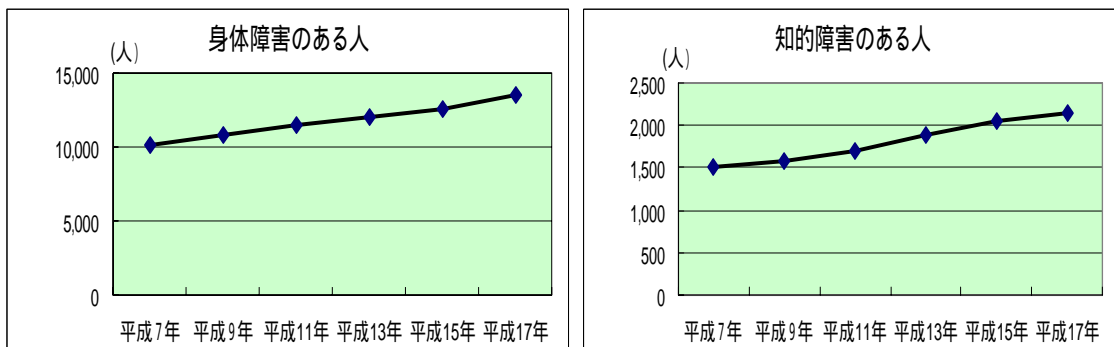
#### (1) 障害者数の増加

江東区における平成17年の障害者数(手帳所持者数)は、身体障害者13,491人、知的障害者2,150人、精神障害者1,229人(注1)の計16,870人となっています。近年は、いずれの障害のある人も、人口の高齢化などにより増加傾向にあります。

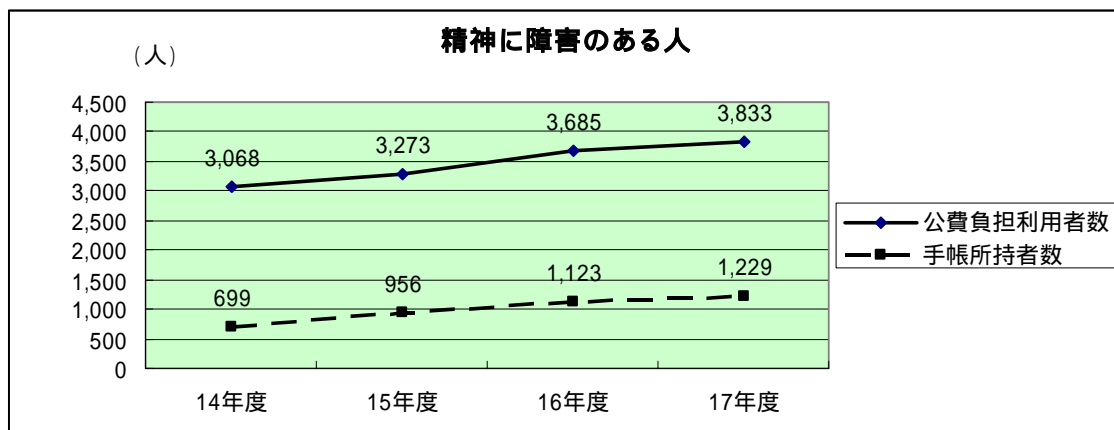
(注1)平成17年7月15日での精神障害者保健福祉手帳(有効期間は2年間)の所持者数。また、精神障害者通院医療費公費負担制度(注2)による利用者数で見れば3,833人となります。

(注2)精神保健福祉法に基づき、精神障害者が指定医療機関で入院しないで医療を受ける場合、95%を公費(都道府県)で支給される制度で、有効期間は2年間です。

図2-1 障害者数の推移



(資料) 事務概説：各年とも12月31日現在



(資料) 保健予防課：公費負担利用者数は各年度とも3月31日現在。

手帳の所持者数を算定した日は年度により異なる。

《精神障害者について》

精神障害者について、精神障害者保健福祉手帳の交付数と、精神障害者通院医療費公費負担制度による利用者数の二つの統計があります。精神障害者通院医療費公費負担制度を利用している人の一部が、精神障害者保健福祉手帳の申請をしています。

精神障害者保健福祉手帳交付数の推移

平成	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
手帳交付数	95	96	183	178	284	353	456	450	551	719	744

精神障害者通院医療費公費負担制度による交付数の推移

平成	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
交付者数	2,224	361	1,826	735	1,920	1,053	1,948	1,300	1,974	1,739	1,932

(資料) 保健予防課：各年度とも3月31日現在

精神障害者保健福祉手帳も精神障害者通院医療費公費負担制度も、有効期間が2年間となっています。手帳創設(平成7年度)の翌年度以降は、前年度の交付数と今年度の交付数の合計が、手帳所持者数に近い数値になります。公費負担利用者数についても同様なことが言えます。

《身体・知的・精神障害者数の増加》

増加数では身体障害者が多く、増加率では精神障害者が高くなっています。

江東区の総人口と障害者数の推移(手帳所持者) (人)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	401,998	410,903	418,173	431,303
障害のある人の総数	14,890	15,610	16,187	16,870
身体障害のある人	12,214	12,607	12,961	13,491
知的障害のある人	1,977	2,047	2,103	2,150
精神障害のある人	699	956	1,123	1,229

注) 総人口は住民基本台帳人口+外国人登録者数の合計、各年は翌年の1月1日現在の人口  
 身体・知的障害のある人は各年12月31日現在、  
 精神障害のある人は、平成14年は3月31日、15年は8月15日、16年は8月1日、17年は5月8日

障害者数(手帳所持者)の増加率(14年度を100とした場合)(%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	100	102	104	107
障害のある人の総数	100	105	109	113
身体障害のある人	100	103	106	110
知的障害のある人	100	104	106	109
精神障害のある人	100	137	161	176

注) 上の表と同じ

江東区の総人口に占める障害者数(手帳所持者)の割合(%)

	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
総人口	100.00	100.00	100.00	100.00
障害のある人の総数	3.70	3.80	3.87	3.91
身体障害のある人	3.04	3.07	3.10	3.13
知的障害のある人	0.49	0.50	0.50	0.50
精神障害のある人	0.17	0.23	0.27	0.28

注) 上の表と同じ

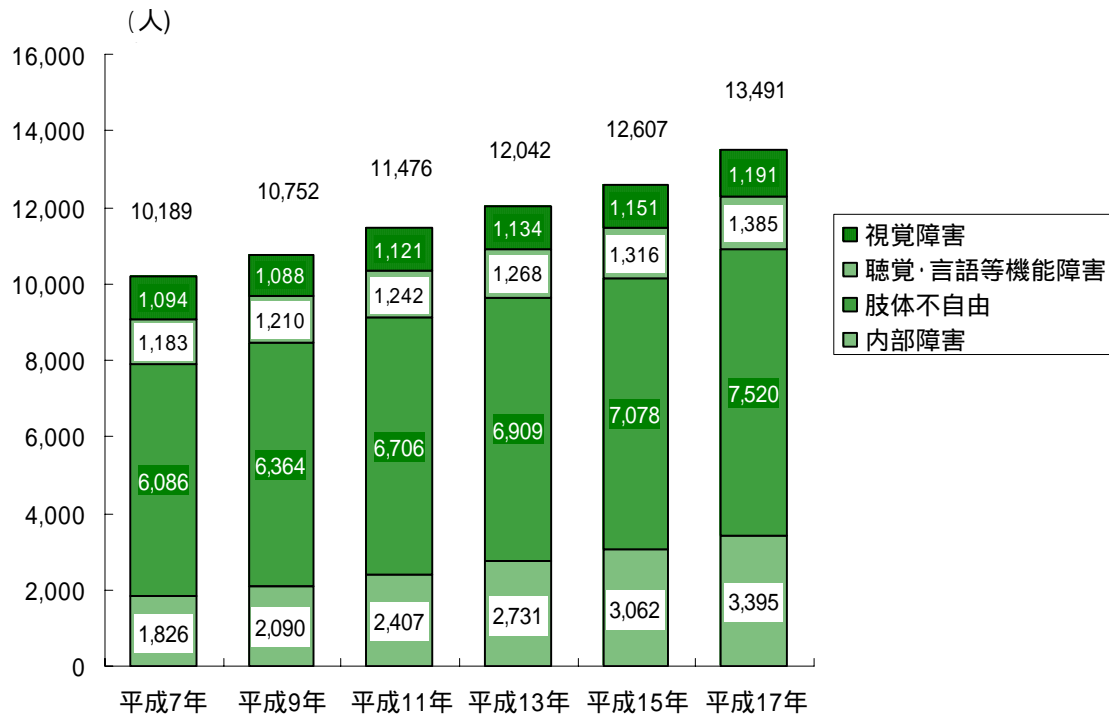
(2) 身体障害者の障害内容の状況

身体障害者数は、平成7年の10,189人から平成17年の13,491人へ3,302人(32.4%)増加しています。

障害の内容を見ると、内部障害、肢体不自由の人数の増加が顕著で、内部障害は、平成7年の1,826人から平成17年の3,395人へ1,569人(85.9%)増加し、肢体不自由は、平成7年の6,086人から平成17年の7,520人へ1,434人(23.6%)増加しています。平成7年から平成17年までに増加した身体障害者数3,302人のうち、内部障害が1,569人、肢体不自由が1,434人であり、両者を合計すると3,003人となり、増加した身体障害者数の91%を占めています。

また、平成7年から平成17年までの視覚障害の増加数は97人、聴覚・言語等機能障害の増加数は202人で、内部障害や肢体不自由に比べると大きくはありません。

図2-2 身体障害者の障害内容の推移



身体障害者の障害内容の推移 (平成7年を100とした増加率)

	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年
内部障害	100.0	114.5	131.8	149.6	167.7	185.9
肢体不自由	100.0	104.6	110.2	113.5	116.3	123.6
聴覚・言語等障害	100.0	102.3	105.0	107.2	111.2	117.1
視覚障害	100.0	99.5	102.5	103.7	105.2	108.9

単位：%

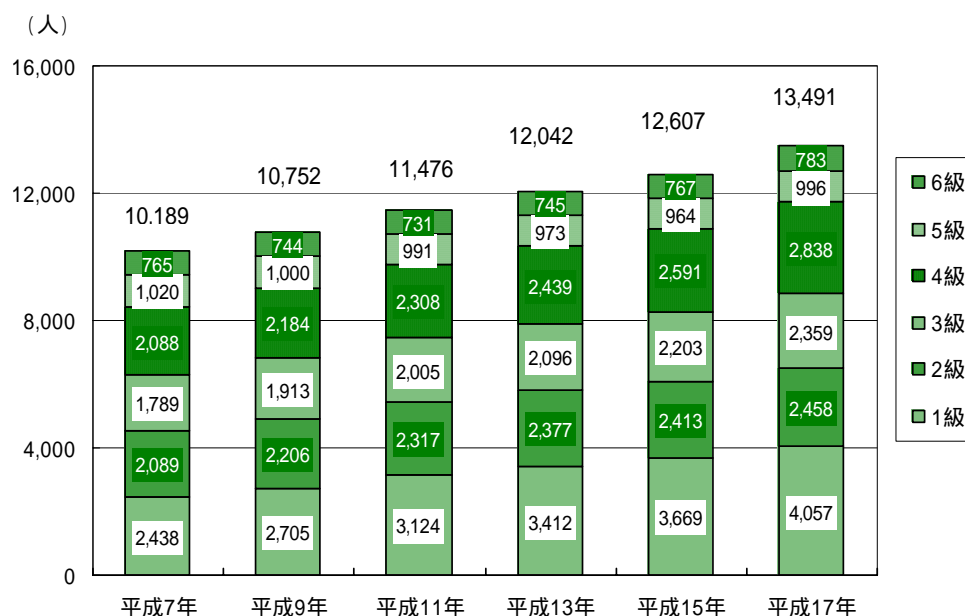
(資料) 事務概説：各年とも12月31日現在

### (3) 障害程度の状況

#### 《身体障害者の級別人数の推移》

身体障害者の程度別（級別）人数について、平成7年と平成17年を比較すると、1級（重度）の人が1,619人増加しています。級別の構成割合をみると、1級は平成7年の23.9%から平成17年の30.1%へ上昇していて、障害の程度の重い人の増加が目立っています。

図2-3 身体障害者の級別人数の推移



身体障害者の級別人数の推移（構成比）

単位：%

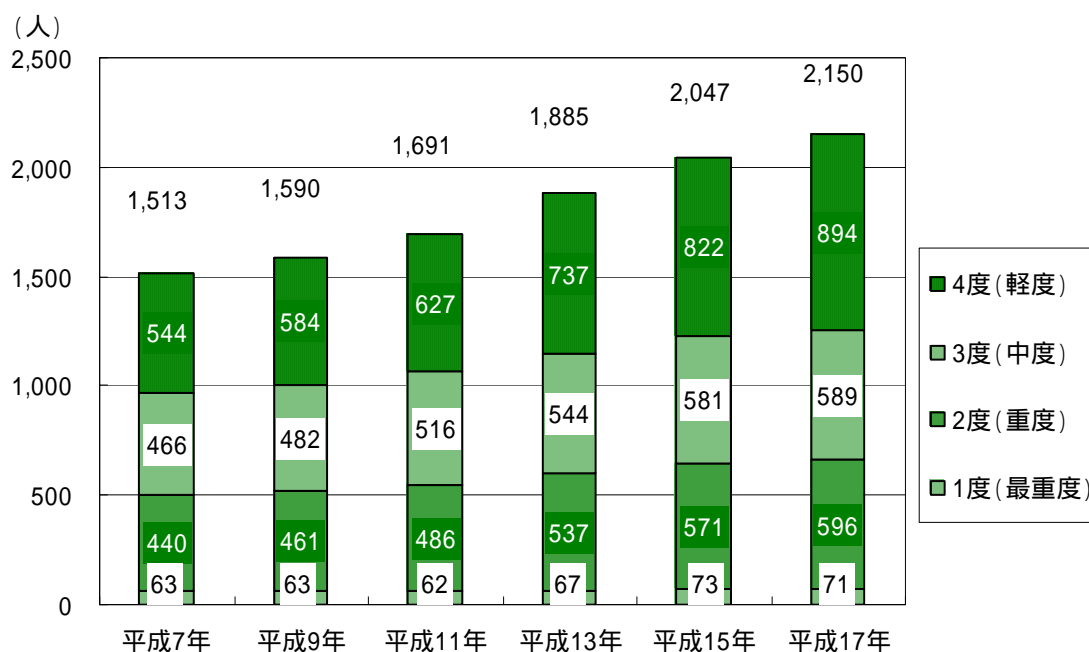
	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年
1級	23.9	25.2	27.2	28.3	29.1	30.1
2級	20.5	20.5	20.2	19.7	19.1	18.2
3級	17.6	17.8	17.5	17.4	17.5	17.5
4級	20.5	20.3	20.1	20.3	20.6	21.0
5級	10.0	9.3	8.6	8.1	7.6	7.4
6級	7.5	6.9	6.4	6.2	6.1	5.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（資料）事務概説：各年とも12月31日現在

《知的障害者の度数別人数の推移》

知的障害者の障害の程度別（度数別）人数について、平成7年と平成17年を比較すると、4度（軽度）の人が350人増加しています。度数別の構成割合をみると、4度は平成7年の36.0%から平成17年の41.6%へ5.6ポイント増加しています。

図2 - 4 知的障害者の度数別人数の推移



知的障害者の度数別人数の推移（構成比）

単位：%

	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年	平成15年	平成17年
1度(最重度)	4.2	4.0	3.7	3.6	3.6	3.3
2度(重度)	29.1	29.0	28.7	28.5	27.9	27.7
3度(中度)	30.8	30.3	30.5	28.9	28.4	27.4
4度(軽度)	36.0	36.7	37.1	39.1	40.2	41.6
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(資料) 事務概説：各年とも12月31日現在

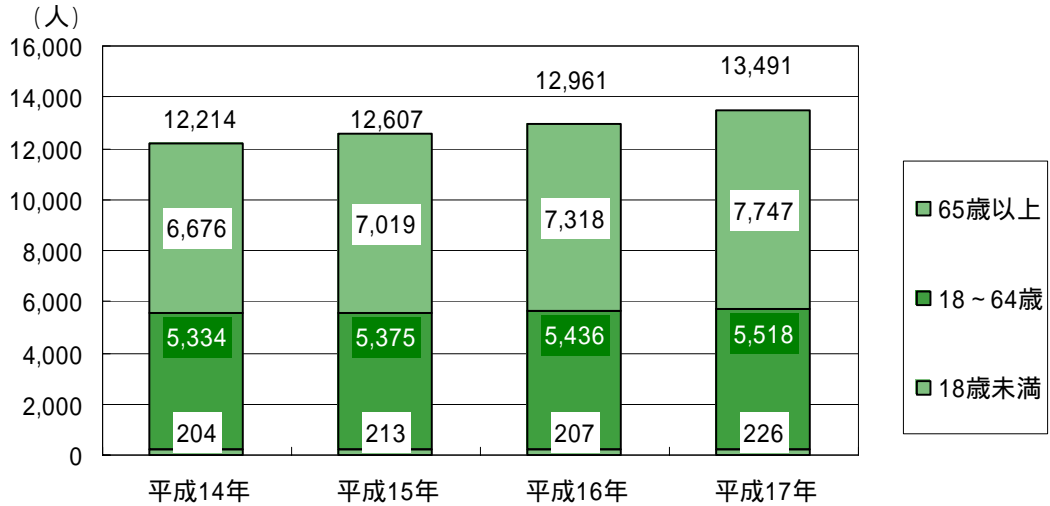
注) 構成比は小数点第二位で四捨五入し、第一位まで表示しているため、各項目の比率を合計したときに100.0%にならない場合があります。

(4) 年齢別の障害者数の推移

《年齢別身体障害者の推移》

人口全体の高齢化に従って、65歳以上の身体障害者の数が漸増傾向にあります。

図2-5 年齢別身体障害者数の推移

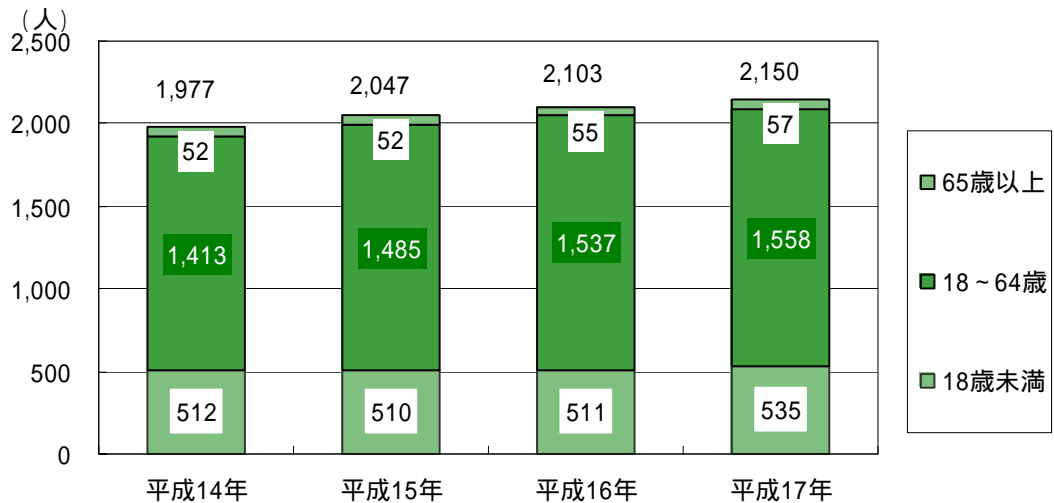


(資料) 障害者福祉課：各年とも12月31日現在

《年齢別知的障害者の推移》

知的障害者の年齢構成では、18歳～64歳の数が増加しています。

図2-6 年齢別知的障害者数の推移

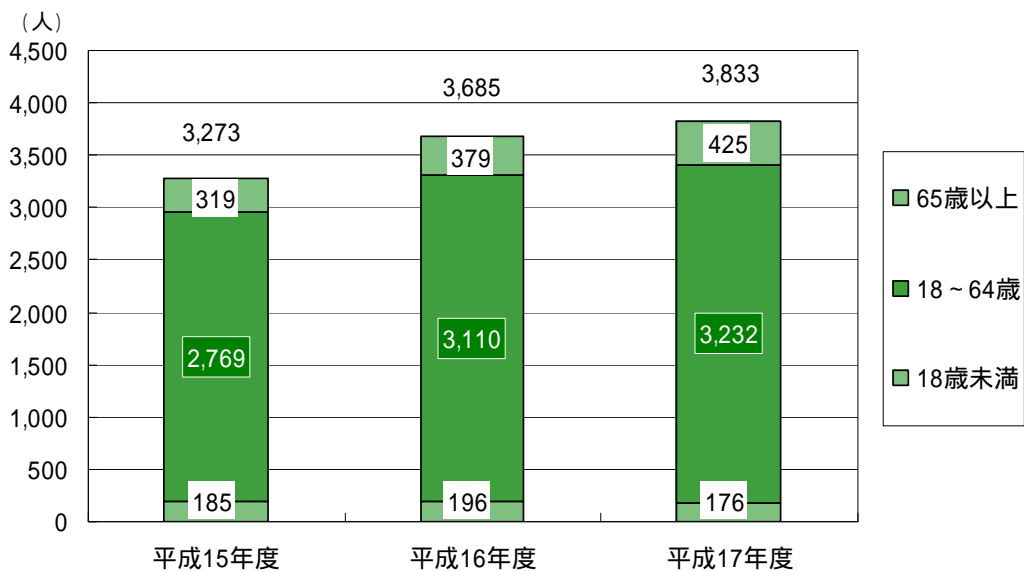


(資料) 障害者福祉課：各年とも12月31日現在

### 《年齢別精神障害者の推移》

精神障害者の年齢構成について、精神障害者通院医療費公費負担制度の申請者数（平成17年度）でみると、18歳～64歳が84.3%を占めています。平成15年度から17年度までの年齢構成をみると、65歳以上の構成比がやや上昇する傾向にあります。

図2-7 精神障害者通院医療費公費負担申請者の推移



精神障害者通院医療費公費負担申請者の推移

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	申請者数	構成比	申請者数	構成比	申請者数	構成比
18歳未満	185人	5.7%	196人	5.3%	176人	4.6%
18～64歳	2,769人	84.6%	3,110人	84.4%	3,232人	84.3%
65歳以上	319人	9.7%	379人	10.3%	425人	11.1%
合計	3,273人	100.0%	3,685人	100.0%	3,833人	100.0%

（資料）保健予防課：各年度とも3月31日現在

### （補足）障害者の範囲をめぐって

本計画（江東区障害者計画・障害福祉計画）では、障害者の範囲について、身体障害者、知的障害者、精神障害者の三障害の人を対象にしていますが、国において障害者自立支援法施行後3年を目途に、障害者の範囲が検討されることや、障害者自立支援法に対する衆議院厚生労働委員会の附帯決議（平成17年7月13日）及び参議院厚生労働委員会の附帯決議（同年10月13日）でも「1 附則第3条第1項に規定する障害者の範囲の検討については、障害者などの福祉に関する他の法律の施行状況を踏まえ、発達障害・難病などを含め、サービスを必要とするすべての障害者が適切に利用できる普遍的な仕組みにするよう検討を行うこと。」となっていることから、本計画における障害者等の範囲について、今後の法整備等の状況を踏まえ、必要となる見直しを行っていくこととします。

## 2 障害者施策の現状

### (1) 障害者に対する様々な支援施策

障害者に対する支援(行政の施策)は、相談窓口、身体障害者手帳などの交付、手当、年金、交通運賃の割引などの経済支援、福祉サービスなどの福祉・介護、医療費の助成などの保健・医療、養護学校・心身障害学級などの教育、職業訓練などの雇用・就業、住宅など多岐にわたります。

分野	支援の施策	
相談窓口	区の障害者福祉課、保健所・保健相談所	
	民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員	
	東京都心身障害者福祉センター、児童相談所	
	(教育関係)都立の養護学校、区立の心身障害学級 (仕事関係)江東区障害者就労・生活支援センター、公共職業安定所	
手帳交付	身体障害者手帳：障害の程度によって1級から6級	
	愛の手帳(知的障害者)：障害の程度によって1度～4度	
	精神障害者保健福祉手帳：障害の程度によって1級～3級	
経済支援	手当	心身障害者(難病)福祉手当、特別障害者手当など
	年金	障害基礎年金、障害厚生年金など
	運賃	鉄道やバスの運賃の割引、タクシー運賃の割引など
	公共料金	テレビ受信料の減免、上下水道の減免など
	税金	所得税や住民税などの障害者控除、自動車税の軽減など
福祉・介護	福祉サービス	身体障害者と知的障害者に対する居宅サービス(ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ)と施設サービス(入所施設、通所施設)
		成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、ふれあいサービス、入浴サービス、視覚障害者対象サービス(点訳サービスなど)、聴覚障害者対象サービス(手話通訳者派遣など)
	補装具など	補装具の交付、日常生活用具と住宅設備改善費の給付など
保健・医療	医療費助成	心身障害者(児)医療費助成、特殊疾病医療費助成など
	医療費負担	更生医療、育成医療、精神通院公費
	相談・訓練	心身障害児の早期発見・早期療育、機能回復訓練など
教育	心身障害学級、養護学校	小学校や中学校における心身障害学級、江東養護学校、墨東養護学校、大塚ろう学校江東分教室
	就学相談	義務教育の就学相談、心身障害学級就学奨励など
雇用・就業	相談	公共職業安定所での相談・求職受付など
	訓練	心身障害者職能開発センター、障害者職場適応訓練など
住宅	都営住宅抽せん優遇制度、住宅修築資金あっせんなど	

## (2) 居宅生活支援（在宅サービス）の利用状況

平成 15 年 4 月 1 日から障害福祉に関わるサービスを利用する仕組みは、行政がサービス内容を決定する措置制度に変わって、利用者がサービスを選択し契約により利用する支援費制度になりました。支援費制度による在宅サービスは、ホームヘルプ（身体障害者、知的障害者、障害児）、デイサービス（身体障害者、知的障害者）、ショートステイ（身体障害者、知的障害者、障害児）、グループホーム（知的障害者）であり、精神障害者は支援費制度によるサービスの対象外でした。

支援費制度によるサービスは、障害者自立支援法の施行により、新たなサービス体系へ再編されることになりました。

### 支援費制度によるホームヘルプ（居宅介護）の利用状況

ホームヘルプ（居宅介護）					
対象者	サービス区分	利用者数		利用量	
	（平成 16 年度「乗降介護」新設）	（実人数）		（時間数（h）・回数）	
		16 年度	17 年度	16 年度	17 年度
身体障害者	身体介護中心	147 人	147 人	26,053h	26,148.5h
	乗降介護中心	0 人	1 人	0 回	10 回
	家事援助中心	147 人	143 人	20,517h	22,141h
	移動介護中心（身体介護を伴う）	24 人	24 人	3,915h	3,383h
	移動介護中心（身体介護を伴わない）	89 人	94 人	28,115h	29,087h
	日常生活支援	29 人	35 人	38,911h	43,332.5h
	小計（回数は除く）	436 人	444 人	117,511h	124,092h
知的障害者	身体介護中心	11 人	16 人	765h	866.5h
	乗降介護中心	0 人	0 人	0 回	0 回
	家事援助中心	2 人	1 人	26h	134h
	移動介護中心（身体介護を伴う）	22 人	35 人	1,103h	2,507h
	移動介護中心（身体介護を伴わない）	39 人	42 人	2,568h	3,416.5h
	小計（回数は除く）	74 人	94 人	4,462h	6,924h
障害児	身体介護中心	42 人	53 人	5,099h	5,853h
	乗降介護中心	0 人	0 人	0 回	0 回
	家事援助中心	7 人	5 人	284h	278.5h
	移動介護中心（身体介護を伴う）	40 人	54 人	2,999h	4,959h
	移動介護中心（身体介護を伴わない）	11 人	16 人	1,021h	1,883h
	小計（回数は除く）	100 人	128 人	9,403h	12,973.5h

支援費制度によるデイサービス及びショートステイの利用状況

	デイサービス				ショートステイ (短期入所)			
	利用者数		利用量		利用者数		利用量	
	(実人数)		(延日数)		(実人数)		(実日数)	
	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度	16年度	17年度
身体障害者	159人	174人	3,592日	3,678日	2人	1人	19日	49日
知的障害者	1人	1人	145日	233日	39人	39人	2,999日	3,018日
障害児					20人	20人	1,047日	948日

支援費制度によるグループホーム（知的障害者地域生活援助）の利用状況

	グループホーム（知的障害者地域生活援助）			
	利用者数（実人数）		利用者数（延人数）	
	16年度	17年度	16年度	17年度
知的障害者	101人	115人	1,096人	1,323人

（3）入所及び通所の施設サービスの利用状況

支援費制度では、入所と通所の施設サービスは、施設訓練等支援としてまとめられています。平成18年4月以降は、障害者自立支援法に基づくサービス体系（日中活動系サービスと居住系サービス）に再編されます。

支援費制度による施設訓練等支援（施設サービス）の利用状況

身体障害		利用者数（延人数）		知的障害		利用者数（延人数）	
		平成16年	平成17年			平成16年	平成17年
入所	更生施設	100人	81人	入所	更生施設	2,951人	2,920人
	療護施設	473人	492人		授産施設	51人	65人
	授産施設	301人	307人		入所計	3,002人	2,985人
	入所計	874人	880人		通所	更生施設	1,113人
通所	更生施設	0人	0人	授産施設		1,987人	1,999人
	授産施設	145人	141人	通所計		3,100人	3,181人
	通所計	145人	141人	通勤寮	117人	140人	
身体障害者合計		1,019人	1,021人	知的障害者合計		6,219人	6,306人

（注）江東区外の施設を利用（入所・通所）している区民も含めての人数。

#### (4) 精神保健サービスの利用状況

平成16年度から平成17年度にかけて、精神保健相談はやや増加(5%)、生活指導教室(デイケア)はやや減少(-3%)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人はやや増加(3.5%)、精神障害者通院医療費公費負担制度の利用者数は増加(11%)、小規模授産施設通所の利用者はやや増加(2.8%)、共同作業所通所はやや減少(-1%)などとなっています。

精神保健サービスの利用状況

サービスの種類		利用者数(延人数)		増加率
		平成16年度	平成17年度	
精神保健相談	一般保健相談	132人	133人	1%
	思春期保健相談	100人	119人	19%
	酒害相談	350人	373人	7%
	高齢精神保健相談	71人	60人	-15%
	小計	653人	685人	5%
生活指導教室 (デイケア)	一般精神デイケア	1,605人	1,541人	-4%
	酒害デイケア	1,258人	1,233人	-2%
	小計	2,863人	2,774人	-3%
精神障害者保健福祉手帳 (2年毎更新)		719人	744人	3%
精神障害者通院医療費公費負担制度 (2年毎更新)		1,739人	1,932人	11%
地域生活支援センター通所・相談			2,551人	
小規模授産施設通所		10,849人	11,154人	2.8%
共同作業所通所		29,971人	29,744人	-1%
グループホーム		22人	22人	0%
ホームヘルプ		9人	10人	11%
成年後見制度		2人	1人	-50%

グループホームとホームヘルプについては実人数

(5) 江東区内にある施設の状況

江東区内の障害者福祉施設は、区立及び民間を含めて次の表の通りです。(障害者自立支援法による新体系になる前の施設体系)

数値は、身体障害者、知的障害者、心身障害者は平成 18 年 4 月 1 日現在で、精神障害者は平成 17 年度末のものです。

通所施設関係

	身体障害者		知的障害者		精神障害者	
	施設数	利用人員	施設数	利用人員	施設数	利用人員
通所更生施設			3	93		
通所授産施設	1	8	5	213		
小規模通所授産施設	3	84	2	54	3	64
共同作業所					8	167

	心身障害者		心身障害児	
	施設数	利用人員	施設数	利用人員
通所授産施設	8	186		
通所訓練施設			10	248

各種の福祉センター（通所系）

	施設数	利用人員
障害者福祉センター (第一～第三作業訓練室、育成室)	1	84
心身障害児発達センター	1	112
精神障害者発達支援センター	1	35

居住系の施設

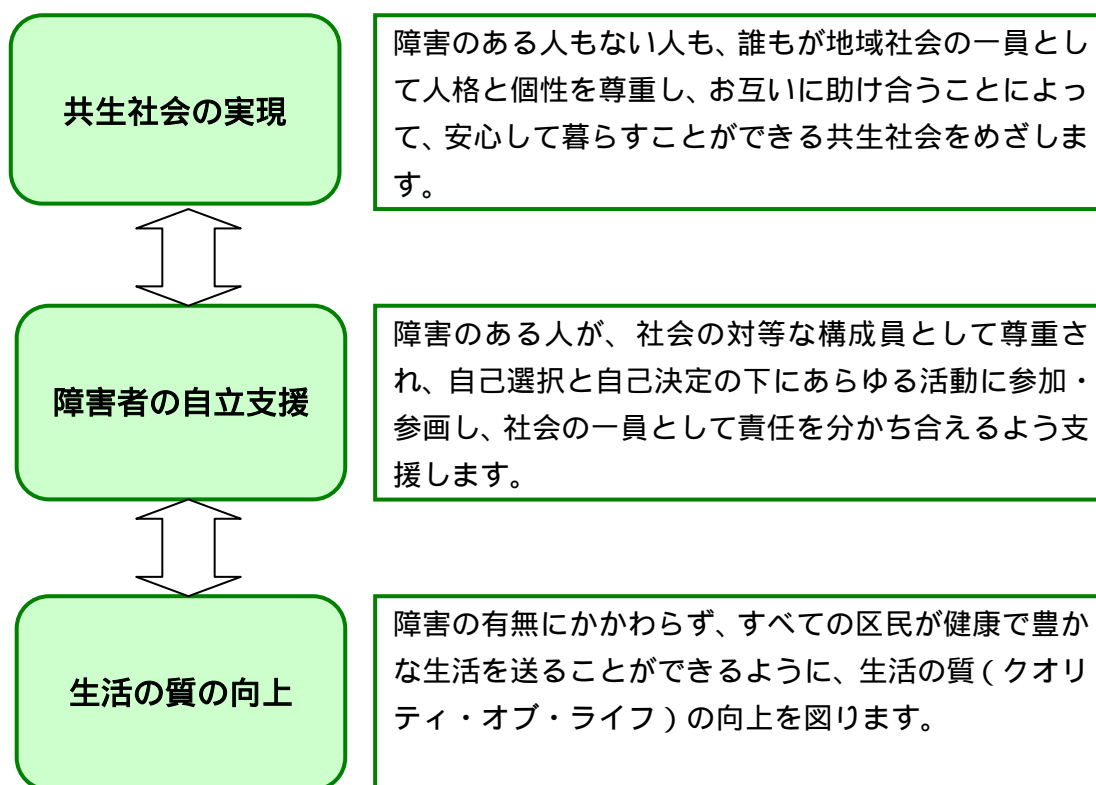
	心身障害者		知的障害者		精神障害者	
	施設数	利用人員	施設数	利用人員	施設数	利用人員
生活寮	6	36	2	12		
グループホーム			22	109	4	22

## 第3章 基本理念、基本目標

### 1 基本理念

本計画における基本理念は、これまでの「ノーマライゼーション推進プラン21」(江東区障害者福祉計画)の基本理念(人間性の尊重、自立と連帯、生活の質の向上)「障害者基本法」や国の「障害者基本計画」における基本理念(ノーマライゼーション、リハビリテーション、共生社会など)「江東区長期基本計画改定版」における「支えあいと安心」などを踏まえて、次の3つの基本理念を掲げます。

#### 〈基本理念〉



#### (注)用語の説明

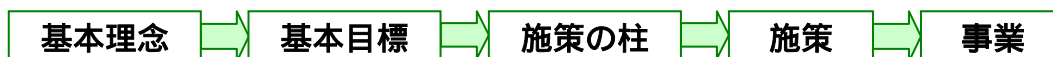
ノーマライゼーション：障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。

リハビリテーション：障害者の身体的、精神的、社会的な自立能力向上を目指す総合的なプログラムであるとともに、それにとどまらず障害者のライフステージのすべての段階において全人間的復権に寄与し、障害者の自立と参加を目指すという考え方。

## 2 基本目標

### (1) 基本目標の位置

基本目標は、基本理念を実現するための目標です。この基本目標に沿って、「施策の柱」を立て、その下に具体的な施策と事業が展開されます。



### (2) 基本目標

基本理念を実現するために、次の4つの基本目標を立てます。

#### 障害者の地域生活の確立

障害者が地域で自立して生活していけるように、経済的な基盤や住宅及び在宅サービス等を整備し、安心して地域で暮らせる仕組みの確立をめざします。

#### 障害者の社会参加・参画の推進

障害者の社会参加・参画を推進するため、障害者の働く場と様々な社会活動に参加できる機会の拡充を図ります。特に、交通機関や公共施設のバリアフリー化など生活環境の整備を図るとともに、障害者とのコミュニケーションの充実を図ります。

#### 障害者の健康維持と教育の充実

障害者の健康維持を図るために保健・医療サービスの充実を図ります。また、障害のある子ども一人ひとりに適した教育の提供ができる体制の充実を図ります。

#### 共に支えあう地域社会の構築

障害及び障害者に対する区民の理解と共感を醸成し、ボランティア活動などを活発に展開する中から、障害の有無に関わらず、共に生き共に支えあう地域社会の構築をめざします。

## 3 施策の体系

《基本理念 基本目標 施策の柱》

基本理念	基本目標	施策の柱
共生社会の実現 障害者の自立支援 生活の質の向上	障害者の地域生活の確立	1 障害者の自立生活の支援
	障害者の社会参加 ・参画の推進	2 情報・コミュニケーションの支援
		3 ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善
		4 障害者の雇用・就労の拡大
	障害者の健康維持と 教育の充実	5 健康を守る保健・医療の充実
		6 障害児・者の教育・療育の充実
	共に支えあう地域社会の構築	7 区民の理解と共感の醸成

《施策の柱 施策》

施策の柱	施策
1 障害者の自立生活の支援	(1) 相談支援及び権利擁護体制の充実 (2) 訪問系サービス等の充実 (3) 日中活動及び居住支援の充実 (4) 移動支援及び福祉用具の利用支援 (5) 福祉サービスの質の向上 (6) 経済的自立の支援
2 情報・コミュニケーションの支援	(1) 情報提供の充実 (2) コミュニケーション支援の充実 (3) 情報バリアフリー化の推進
3 ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善	(1) やさしいまちづくりの推進 (2) 住宅改修・バリアフリー化 (3) 防災対策の推進
4 障害者の雇用・就労の拡大	(1) 就労支援の充実 (2) 雇用・就労の拡大
5 健康を守る保健・医療の充実	(1) 保健サービスの充実 (2) 医療サービスの充実
6 障害児・者の教育・療育の充実	(1) 療育・保育・就学前教育の充実 (2) 心身障害教育の充実 (3) 放課後対策及び生涯学習の充実
7 区民の理解と共感の醸成	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 福祉教育の推進 (3) 各種の行事を通じた交流の推進 (4) ボランティアの養成・活動の促進

## 第4章 施策の方向と展開

### 1 障害者の自立生活の支援

#### 【施策の方向】

今日、「ノーマライゼーション」の考え方にに基づき、身体障害者や知的障害者が入所施設から地域へ、精神障害者が病院から地域へ、生活の場を移行していくことが大きな課題となっており、障害者の地域生活を支えられる体制づくりが急務となっています。

従来の在宅サービスや施設サービスの重要な部分は、平成15年4月からこれまで、支援費制度により提供されてきましたが、平成18年4月以降平成23年度までの間に、障害者自立支援法による新しい福祉サービス体系へ移行していきます。

#### 《福祉サービスの再編成》

現行サービス		➡	新サービス	
居宅サービス	ホームヘルプ デイサービス ショートステイ グループホーム		介護給付	居宅介護 行動援護 重度障害者等包括支援 児童デイサービス 療養介護 施設入所支援
施設サービス	重症心身障害児施設 療護施設 更生施設 授産施設 福祉工場 通勤寮 福祉ホーム 生活訓練施設	訓練等給付	自立訓練 就労継続支援	就労移行支援 共同生活援助
		地域生活 支援事業	移動支援 地域活動支援センター	福祉ホーム

新体系へ移行

現在の施設サービスは、昼間のサービス内容については日中活動系の事業、夜間のサービス内容については居住系の事業に分けられ、別な事業として提供されます。

#### 《施設体系の再編成》

現行の施設サービス	➡	日中活動	居住支援
重症心身障害児施設（児童） 療護施設（身体） 更生施設（身体、知的） 授産施設（身体、知的、精神） 通勤寮（知的） 地域生活支援センター（精神）		新体系へ移行	【介護給付】 療養介護（医療型） 生活介護（福祉型）
		【訓練等給付】 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援	居住支援 （ケアホーム、 グループホーム、 福祉ホーム）
		【地域生活支援事業】 地域活動支援センター	

新しい福祉サービス体系への移行を円滑に進めるとともに、個人の多様なニーズに対応する相談支援及び権利擁護の体制の充実、日中活動の充実、居宅支援の充実を進めて、すべての障害者が地域社会の中で自立した生活が実現できるように、障害者の自立生活支援の充実を図ります。

## 【施策の展開】

### (1) 相談支援及び権利擁護体制の充実

#### 身近な相談支援の充実

障害者の相談窓口は、現在、区役所の障害者福祉課、民生・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、保健所、児童相談所などに設置されています。こうした相談窓口において、利用者本位の考え方にたって個人個人のニーズに即したものとなるように、相談支援の充実を図ります。

また、ホームヘルプなどの障害福祉サービスの利用調整や計画的支援が必要な障害者の相談窓口として、障害者福祉課や保健所で支援を行うほか、指定相談支援事業者の育成に努めます。

#### 権利擁護体制の充実

障害者が適切なサービスを受けるとともに、虐待等の人権侵害にあうことなく、地域で安心して生活していくために、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の利用を進めます。また、関係機関の連携を強化するとともに、利用相談や福祉サービスの苦情等に対応する総合的窓口機関（仮称：権利擁護センター）の設置を検討します。

### (2) 訪問系サービス等の充実

障害者の地域生活を支援するため、新体系で介護給付となっている訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）や、その他の生活支援・介護サービスの充実を図ります。

### (3) 日中活動及び居住支援の充実

これまでの施設サービスの利用者や事業者の意向を尊重しつつ、新体系への円滑な移行とサービスの充実を図ります。

#### 日中活動系サービスの充実

新体系での介護給付（生活介護、療養介護、児童デイサービス、短期入所）の充実を図ります。また、新体系での訓練等給付（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）の充実を図ります。

さらに、新体系では地域生活支援事業に位置づけられている地域活動支援センターの充実を図ります。

#### 居住系サービスの充実

新体系で居住支援として位置づけられている共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援（障害者入所施設への入所）の充実を図ります。

なお、新体系には身体障害者の共同生活援助（グループホーム）等の居住支援が位置づけられていないことから、身体障害者の居住支援の在り方についても検討していきます。

また、本区内には、介助者である親の高齢化などで、在宅での生活が難しくなった場合に利用できるような障害者入所施設がないことから、今後、障害者ニーズの状況を勘案し、施設入所支援サービスを提供する施設の確保を検討します。

#### （４）移動支援及び福祉用具の利用支援

##### 移動に関わる支援

障害者の地域での生活の質の向上を図るため、外出のための移動支援や移動手段の確保など、自立と社会参加促進のためのサービスを充実します。

##### 福祉用具の利用支援

障害のある人が自立した生活を送ることができるように、福祉用具（補装具や障害者の生活用具など）の普及を図るとともに、利用する人に対して給付や助成を行います。

#### （５）福祉サービスの質の向上

在宅及び施設におけるサービスの質の向上を図るために、サービス利用者への情報提供を充実します。また、第三者評価機関等による客観的なサービス評価（第三者評価）の導入について、検討を進めます。

#### （６）経済的自立の支援

障害のある人の経済的自立のため、年金や手当等の給付により、地域での自立した生活を総合的に支援します。

### 【事業計画】

#### （１）相談支援及び権利擁護体制の充実

##### 身近な相談支援の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
相談支援	障害者福祉課や、身体障害者相談員、知的障害者相談員が行う相談支援の活動。平成 17 年度は、身体障害者相談員を 17 人、知的障害者相談員 7 人を設定。	新体系で充実
精神保健相談	保健相談所で一般精神、思春期、酒害、高齢期に分けて実施。実績は、一般精神：71 回、延べ 133 人、思春期：54 回、延べ 119 人、酒害：96 回、延べ 373 人、高齢精神：48 回、延べ 60 人	継続

（注）継続とは、現行とほぼ同様な内容で事業を続けること

充実とは、現行よりも質的または量的に向上させる方向で事業を進めること

権利擁護体制の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
成年後見制度利用支援	知的障害者、精神障害者、認知症高齢者など判断能力が十分でない方を保護する制度の利用に対する助成。	新体系で充実
地域福祉権利擁護事業	判断能力が十分でない方に福祉サービス利用を支援。	充実
(仮称)権利擁護センター	成年後見制度、地域福祉権利擁護事業、福祉サービスの利用相談や苦情の対応を行う窓口の設置を検討。	設置の検討

(2) 訪問系サービス等の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
ホームヘルプ (居宅介護) (新体系で介護給付)	ホームヘルパーから介護や家事など日常生活の支援を受けるサービス。 支援費制度によるサービス実績は 666 人。 精神障害者へのホームヘルプ(精神障害者居宅生活支援事業)の実績は 10 人。	新体系で継続(障害福祉計画を参照)
重度訪問介護 (新体系で介護給付)	重度の肢体不自由者で常時介護を要する方に、自宅で介助や外出時の移動支援を総合的に提供するサービス。	充実
重度障害者等包括支援 (新体系で介護給付)	常時介護が必要な重度の方に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行う。	充実
行動援護 (新体系で介護給付)	知的障害や精神障害により行動上著しい困難を有する方に、介助や外出時の移動中の介護などを行う。	充実
重度脳性麻痺者介護	20 歳以上の身体障害 1 級の脳性麻痺者で、単独で屋外活動が困難な方に家族を介護人とした支援を行う。実績は、対象人員 52 人に対し支援 43 人。	継続
出張調髪サービス	重度の障害者で店舗での調髪ができない方に調髪を行うサービス。実績は、212 人。	継続
寝具乾燥消毒・水洗い	重度の障害者で布団を思うように干せない方に、乾燥消毒は年 10 回、汚れ落としは年 1 回、水洗いは年 1 回。実績は 35 人。	継続

ごみ出しサポート事業	障害者や高齢者等で、ごみを集積所まで持ち出すことが困難で、身近な人の協力を得ることができない世帯を対象に個別収集を実施。実績は295件。平成20年度の目標は300件。	継続
------------	---	----

### (3) 日中活動及び居住支援の充実

#### 日中活動系サービスの充実

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
生活介護 (新体系で介護給付)	常時介護が必要な方に、入浴、排せつ、食事の介護や創作活動の機会を提供。	充実
療養介護 (新体系で介護給付)	医療及び常時介護が必要な方で、病院等への入院による医学的管理の下、機能訓練や療養上の管理、看護、介護を提供。	充実
児童デイサービス (新体系で介護給付)	障害児が施設に通い、日常生活の基本的な動作や集団生活への適応訓練を受ける。	新体系で 継続
短期入所(ショートステイ) (新体系で介護給付)	一時的に施設に入所または病院に入院し、生活に必要な援助を受けるサービス。支援費制度によるサービス。実績は延日数で4,015日。	新体系で 継続
地域活動支援センター (新体系で地域生活支援事業)	創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設。従来の施設の中から再編されてできるもの。	充実
通所更生施設管理運営	東砂福祉園、亀戸福祉園、塩浜福祉園の管理運営。	新体系で 再編・継続
知的障害者通所授産施設運営	知的障害者通所授産施設の中で、法外施設となっている作業所があるので、法内化を図る。	新体系で 再編・継続
心身障害児(者)通所訓練事業運営費助成	心身障害児(者)通所訓練事業運営費の助成。実績は、25施設。	新体系で 再編・継続
緊急一時保護 (区制度)	障害者を介護している家族等が、病気、事故、出産、冠婚葬祭等で介護できないときに、障害者を一時保護。実績は、団体へ委託が866日、ヘルパー派遣が4日。	継続
緊急一時保護 (精神)	障害者を介護している家族等が、病気、事故、出産、冠婚葬祭等で介護できないときに、障害者を一時保護。	検討
心身障害者入所措置	緊急の場合、支援費が決定するまでの入所措置。実績は、延べ16人。	再編・継続

江東区ミドルステイ	家庭における介護が困難となった心身障害者を施設に一定期間保護。実績は延べ 168 日。 目標は 1 施設 1 床。	新体系で再編・継続
知的障害者ショートステイ推進事業	家庭での介護が困難になった知的障害者を一定期間保護するため、入所施設の短期入所枠を確保。18 年度より、新規事業として実施。 1 施設 1 床。	新規
生活指導教室（デイケア）	精神障害者がレクリエーション、スポーツ等を通して集団生活のルールを学び、生活リズムの確立を図り、社会参加の動機づけを行う。実績は、精神障害者：196 回、1,541 人 酒害：196 回、1,233 人	見直し
精神障害者地域生活支援センター事業	委託運営。実績は、平成 17 年 10 月開所で、利用者数は延べ 2,551 人。	新体系で再編
精神障害者通所訓練施設への助成	通所訓練施設の利用者数、共同作業所では 8 施設、延べ 29,744 人。小規模通所授産施設では 3 施設、延べ 11,154 人。	新体系で再編・継続

#### 居住系サービスの充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
共同生活援助（グループホーム） （新体系で訓練等給付）	就労や作業所等を利用している知的・精神障害者で、地域で共同生活を営む方に、夜間や休日に相談や日常生活の援助を行う。	新体系で再編・継続
共同生活介護（ケアホーム） （新体系で介護給付）	生活介護等の日中活動を利用している知的・精神障害者で、地域で共同生活を営む方に、相談や日常生活の援助を行う。	新体系で再編・継続
施設入所支援 （新体系で介護給付）	施設入所者を対象とした入浴、排せつ、食事の介護サービスを提供。	新体系で再編・継続
精神障害者グループホームへの助成	精神障害者グループホームへの助成。実績は、4 施設、利用者数 22 人。	新体系で再編・継続
知的障害者グループホーム援護	知的障害者グループホームの利用委託及び家賃助成。利用委託：延べ 285 人。家賃助成：延べ 472 人。	継続
心身障害者生活寮運営費助成	心身障害者の生活寮（グループホーム）運営費の助成。実績は、6 施設。	継続

(4) 移動支援及び福祉用具の利用支援

移動に関わる支援

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
移動支援 (新体系で地域生活支援事業)	新体系によるサービスで、障害者等が円滑に外出することができるように、障害者等の移動を支援する事業(サービス)。	充実
自動車改造費助成	手足の不自由な方が就労に伴い自動車を購入する場合に、自動車の改造費として133,900円を限度に助成。実績は、7人。	新体系で継続
自動車運転教習費助成	心身障害者が自動車運転免許を取得する場合に、教習費の一部を助成。実績は、5人。	新体系で継続
盲導犬の給付	視覚障害者のために、盲導犬を給付。	継続
リフト付福祉タクシー運行	一般の交通手段を利用することが困難な重度の障害のある方等のため、車いすごと乗れるリフト付タクシーを運行。実績は、登録者1,247人、利用者延人数6,414人。	継続
福祉タクシー利用支援	身体障害者手帳1級と視覚障害2級、下肢・体幹機能障害1～3級、愛の手帳1・2度の方に、タクシー利用券を配布。実績は、対象人員5,638人、利用者5,422人。	継続
自動車燃料費助成	福祉タクシーの対象者及び同じ生計を営む方が対象で、自動車税、軽自動車税の減免を受けている方。実績は、対象人員480人、助成446人。	継続

福祉用具の利用支援

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
補装具給付	障害者に補装具を給付。実績5,395件。	新体系で継続
心身障害者日常生活用具給付(新体系で地域生活支援事業)	心身障害者に日常生活用具を給付。実績は231件。	新体系で継続
人工肛門用装具等購入助成	人工肛門用装具等の購入を助成。実績は40人。今後は、所得制限階層及び助成額を変更。	助成要件を変更し、継続
紙おむつの支給	身体障害者1・2級、愛の手帳1・2度で寝たきりまたは失禁状態の方に紙おむつを支給。実績は259人。	支給方法の改善

(5) 福祉サービスの質の向上

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
第三者評価事業の実施	サービスの質の向上を図るため、第三者評価事業の実施を検討する。	実施を検討

(6) 経済的自立の支援

《各種手当》

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
心身障害者(難病)福祉手当(区制度)	身体障害者手帳1~2級、愛の手帳1~3度、脳性麻痺・進行性筋萎縮症の方は月額15,500円、身体障害者手帳3級・愛の手帳4度の方は月額7,750円、難病(医療費助成対象者)の方は月額15,500円。施設に入所の方や所得制限を越える方等は受けられない。実績は7,514人。	継続
特別障害者手当(20歳以上の方)(国制度)	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度でかつ障害が重複している方、これと同程度の障害、疾病、精神障害の方(診断書により判定)。月額26,520円(18年4月より26,440円)。施設に入所の方や所得制限を越える方等は受けられない。	継続
障害児福祉手当(20歳未満の方)(国制度)	身体障害者手帳1級及び2級の一部、愛の手帳1度及び2度の一部、精神障害、内臓疾患の方(診断書により判定)。月額14,430円(18年4月より14,380円)。施設に入所の方や所得制限を越える方は受けられない。	継続
重度心身障害者手当(都制度)	愛の手帳1・2度程度、身体障害者手帳1・2級程度でかつ知的障害と重複の方、四肢機能障害でかつ座っていることが困難な方。月額60,000円。施設入所、病院に3ヶ月以上入院の方は受給できない。所得制限あり。	継続
特別児童扶養手当(20歳未満の児童を養育している方)(国制度)	身体障害者手帳1~3級、愛の手帳1~3度、長期間安静を要する症状または精神の障害により日常生活に著しい制限を受ける児童を、養育している方に支給。月額:重度50,900円(平成18年4月より50,750円)、中度33,090円(18年4月より33,800円)。児童が施設に入所している方、児童が障害の年金を受けている方は受給できない。所得制限あり。	継続

児童扶養手当 (養育者へ支給) (国制度)	18歳に達した年度末日(中度以上の障害を有する児童の場合は20歳未満)までの児童を養育するひとり親(母または養育者)に支給する手当。父に重度の障害がある場合はひとり親に準じて対象になる。第一子で月額41,880円~9,850円(平成18年4月より41,720円~9,850円)、第二子で5,000円、第三子で3,000円の加算。手当額は所得に応じて変動。所得制限あり。	継続
障害手当 (区制度)	身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1~3度程度、脳性麻痺または進行性筋萎縮症の児童を養育している方に支給。1人につき障害手当(月額15,500円)を支給。児童が施設に入所している方、一定以上の所得がある方は受けられない。	継続
育成手当 (区制度)	18歳に達した年度末日までの児童を養育するひとり親(母、父または養育者)に支給する手当であるが、父または母に重度の障害がある場合はひとり親に準拠して対象となる。児童1人につき月額13,500円。所得制限あり。	継続
手帳取得用診断書 費用助成	身体障害者手帳を取得するために必要な診断書の費用を助成。限度額は3,000円。	継続

#### 《年金》

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
障害基礎年金	原則として、国民年金の被保険者期間中や、20歳前の病気やけがで、国民年金法で定められた1級・2級の状態になったときに支給(納付要件あり)。1級は月額82,758円(平成18年4月より82,508円)、2級は月額66,208円(平成18年4月より66,008円)。	継続
障害厚生年金 障害手当金 (厚生年金)	厚生年金の被保険者が期間中に初診日がある病気やけがによって、障害基礎年金を受けられる障害(1級・2級)が生じたとき、障害基礎年金に上乗せする形で支給。また、障害基礎年金に該当しない程度の障害でも、厚生年金の障害等級表に該当するときは、独自に障害厚生年金(3級)または障害手当金(一時金)を支給。	継続
特別障害給付金	国民年金任意加入対象者であって、国民年金に加入していなかった期間に障害の原因になった傷病の初診日があるため、障害年金を受けられない無年金者に支給。	継続

## 2 情報・コミュニケーションの支援

### 【施策の方向】

視覚障害や聴覚障害など障害特性に対応した情報の提供を充実させ、相互のコミュニケーション（障害のある人とない人、さまざまな障害のある人同士の意思伝達）を支援します。

パソコン、携帯端末（携帯電話）、インターネットなど IT（情報通信技術）の活用により障害者の情報発信と情報受信の能力の開発・向上を図ること（情報バリアフリー化の促進）により、自立・社会参加を支援します。

### 【施策の展開】

#### （１）情報提供の充実

視覚障害者を対象に点字による広報や、図書館での録音した図書の貸出、聴覚障害者に対する字幕付ビデオやフィルムの貸出など、障害特性に対応した情報提供を進めます。

#### （２）コミュニケーション支援の充実

聴覚または音声言語機能に障害がある方が参加する会議等への手話通訳者の派遣と手話通訳、要約筆記、視覚障害者への音声による表現、点字への翻訳など、相互のコミュニケーションの充実を図ります。区役所に手話通訳者を配置し、円滑なコミュニケーションを図ります。また、中途失聴難聴者を対象とした手話講習会についても検討していきます。

#### （３）情報バリアフリー化の推進

視覚障害者が利用できるパソコンや、Eメールを音声に変える携帯電話、テレビ付携帯電話を活用した手話での通信なども開発されており、さまざまな障害のある方に適した情報通信機器の利用が開発されてきています。

こうしたIT（情報通信技術）の発達を活用して、障害者が情報を発信し情報を受信することができるように、研修会や講習会の開催による情報活用能力の開発、障害者向け情報通信機器の普及などを進めます。

### 【事業計画】

#### （１）情報提供の充実

##### 《視覚障害者対象サービス》

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
点字広報と声の広報 （新体系で地域生活 支援事業）	区報の内容に準じた点字版及びカセットテープ 作成。	新体系で 継続

声の区議会だより	区議会だよりの 90 分カセットテープ作成。	継続
点訳等サービス	日常生活上必要とする情報の点訳(実績は 96 件) 墨訳(点字を文字に訳す)または対面朗読のサービス。	継続
点訳サービス	視覚障害者を対象に資料を点訳。実績は、25 件。	継続
対面朗読サービス	視覚障害者への図書・パンフレット等の対面朗読サービス。	継続
録音図書の作成	図書館で、録音図書を作成。	継続
録音図書等の貸出	録音図書・点字図書・市販 CD・カセットテープの貸出を行う。	継続
声の新刊案内	図書館で新たに購入した図書、CD、カセットテープ、全国の図書館で新しく作成した録音・点字図書の案内を録音し、貸出す。	継続
点字図書の給付	点字図書を一般図書価格相当額で給付。	継続

#### 《聴覚障害者対象サービス》

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
字幕付ビデオ・フィルムの貸出	聴覚障害者を対象に字幕付ビデオテープを無料で貸出す。また、聴覚障害者を対象とした上映会を主催する団体等に 16mm 字幕付フィルムを貸出す。	継続
ファクシミリ緊急通報	聴覚または音声機能に障害があるため、電話による 110 番、119 番通報が困難な人に対して、ファクシミリによる緊急通報に用いる専用の用紙(緊急通報カード)を無料で配布。	継続

#### (2) コミュニケーション支援の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
手話通訳者派遣	聴覚障害者または言語障害者、身体障害者団体に手話通訳者を派遣。実績は、1,359 件。東京都でも同様の事業を行っており、実績は 620 件。	充実
要約筆記者派遣	手話を理解できない聴覚障害者等に要約筆記者を派遣。18 年度までは東京都により行われていた事業であり、19 年度より区が引き継いで実施。	新規
手話通訳者の窓口配置	区役所及び総合区民センターに手話通訳者を配置。	充実

手話通訳者・協力員養成	手話通訳者及び協力員を養成。 登録者の増加：18～20年に各5名	継続
公衆ファクシミリの設置	区役所、総合区民センター、障害者福祉センターにファクシミリを各1台設置。	継続
聴覚障害者用ファクシミリ設置	出張所及び東陽区民会館の計9ヶ所にファクシミリを設置。	継続

### (3) 情報バリアフリー化の推進

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
福祉電話通話料助成	基本料金及び通話料に対する助成。 17年度実績は121台。	継続
障害者向け情報通信機器の取得への助成	日常生活用具として、福祉電話の貸与、ファックス・視覚障害者用ポータブルレコーダーの給付を行っている。17年度末の福祉電話貸与件数は80件、17年度給付実績はファックス12台、視覚障害者用ポータブルレコーダー25台。	充実
障害者向けパソコン講習会の開催	障害者向けのパソコン講習会を開催。17年度は、身体障害者向けに、支援費制度のデイサービス事業の中で実施、2回開催、延利用者37人。 知的障害者向けに、障害者団体に委託して実施、1回開催、利用者10名。 今後は、障害者の生活を支援するため、対象者や目的など、効果的な方法を検討。	充実

### 3 ユニバーサルデザインの視点による生活環境の改善

#### 【施策の方向】

障害のある人もない人も誰もが安全に生活でき、かつ社会参加できるように、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の見直しを進めるとともに、住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、地震や風水害などの発生に備え、障害者、高齢者、外国人なども含めて援護を必要とする人を対象とした防災対策の充実を図ります。

#### 【施策の展開】

##### (1) やさしいまちづくりの推進

「江東区やさしいまちづくり推進計画」(平成16年3月策定)に基づき、ユニバーサルデザインの視点により、安心して安全な環境をつくるため、円滑な移動と空間の確保に向け、区と区民及び事業者が協働でまちづくりを推進します。その中では、障害者や高齢者などにとって安全・快適・便利な移動手段を確保するため、低床バスの導入促進をはじめ、その他ソフトサービスの向上についても働きかけていきます。

平成18年3月には、「江東区交通バリアフリー基本構想」を策定し、東陽町駅周辺と南砂町駅周辺を重点地区と決めました。平成18年度には、特定事業計画の取りまとめを行い、道路・駅等の一体的なバリアフリー化を推進します。

##### (2) 住宅改修・バリアフリー化

障害者が安全に快適に暮らせるように、住宅の改修を支援し、建築物のバリアフリー化を促進します。

##### (3) 防災対策の推進

地震や風水害などのときにも、障害者や高齢者が安全に避難できるように、近隣の人同士の日常的な交流を進めるとともに、防災関係者や福祉関係者における情報交換と防災対策の充実を図ります。

【事業計画】

(1) やさしいまちづくりの推進

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
福祉のまちづくり推進	江東区やさしいまちづくり推進計画(平成 16 年 3 月策定)に基づき、ユニバーサルデザインの視点により、高齢者や障害者をはじめ、一人でも多くの人に安心して安全な環境をつくるため、区と区民及び事業者が協働でまちづくりを推進する。平成 17 年度は、砂町地域でワークショップを開催し、円滑な移動、駅と駅周辺のアクセスなど、4 つのテーマについて検討し、具体的な事業提案を行った。	継続
福祉のまちづくり 公園整備事業	江東区やさしいまちづくり推進計画(平成 16 年 3 月策定)に基づき、公園の入口を車いすやベビーカー、障害者、高齢者でも入りやすいように、段差解消、勾配の緩和などの整備を実施。17 年度実績は、11 の公園。今後は、毎年公園を 10 園程度整備。	充実
視覚障害者誘導用 ブロック設置	横断歩道が設置されていて、視覚障害者用誘導ブロックが設置されていない歩道 997 箇所、必要設置延長 4,000m を 5 ヶ年で設置。18 年度からの新規事業。今後、18～20 年度で 2,400m 整備。	充実
エレベーター整備助成	駅にエレベーターを設置する交通事業者に対して、設置費用の 1/3 を助成。17 年度実績は J R 亀戸駅。今後、J R 越中島駅、J R 潮見駅を計画中。	充実
選挙における投票所 仮設スロープ等	平成 17 年 7 月の東京都議会選挙では、49 投票所のうち 45 ヶ所で仮設スロープ設置、車いすを全投票所に配置。17 年 9 月の衆議院議員選挙では、49 投票所のうち 47 ヶ所で仮設スロープ設置。車いすを全投票所に配置。	継続

(2) 住宅改修・バリアフリー化

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
身体障害者住宅設備 改善給付	日常生活の利便を図るため、その障害者が居住する住宅の設備改善に要する費用を給付。平成 17 年度の実績 40 件。	新体系で 継続

( 3 ) 防災対策の推進

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
心身障害者家具転倒防止器具取付	心身障害者の家で家具転倒防止器具の取付けをします(1世帯3点まで)。実績11件。	継続
地区別防災カルテ推進事業	<p>地区内での災害時要援護者や知識、技術を持った人材、資機材、危険箇所等を調査し、リストにまとめた「地区別防災カルテ」及び防災計画を災害協力隊が自ら作成し、災害時の避難や、救出、救助に役立てる。</p> <p>17年度実績 23団体。17～21年度で80%を目標。</p>	充実

## 4 障害者の雇用・就労の拡大

### 【施策の方向】

障害のある人がその有する能力や適性に応じて働ける場を確保することが大きな課題となっています。このため、障害者自立支援法では、日中活動の事業として、就労移行支援事業や就労継続支援事業を創設し、一般就労への移行促進、就労機会の提供をめざすとともに、区市町村と教育機関、公共職業安定所との緊密な連携が定められています（同法第2条）。

時を同じくして、障害者雇用促進法（「障害者の雇用の促進等に関する法律」）の改正が行なわれ（平成18年4月に施行）、障害者の就業機会の拡大を目的とした各種の施策が実施されています。例えば、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用率の算定対象に加えたことや、在宅で就業している障害者に仕事を発注した企業に障害者雇用納付金制度で特例調整金や特例報奨金を支給すること、障害者福祉施策との有機的な連携として、地域障害者就労支援事業（平成17年度より実施）、ジョブコーチ助成金制度の創設（平成17年10月施行）が行われました。

江東区では、障害者就労・生活支援センターを平成17年4月に設立し、就労前の支援、求職活動から就職までの支援、就職後の定着支援等を行っており、今後更に企業への理解促進を図りながら、障害者の雇用・就労の場の拡大に努め、障害者の自立に向けた取組を進めます。

### 【施策の展開】

#### （1）就労支援の充実

障害者自立支援法に基づく新体系への円滑な移行を実現して就労支援の仕組みを確立し、その充実を図ります。そのため、次の事業を展開しながら、就労支援を進めます。（自立支援法では、日中活動の事業のなかの訓練等給付として自立訓練、就労移行支援、就労継続支援が示されています。）

#### 《自立訓練》

障害者が自立した日常生活と社会生活を営むことができるように、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活機能の向上のために必要な訓練その他を行う事業です。具体的には、通所による生活訓練や機能訓練の機会を提供する施設の充実に努めます。

#### 《就労移行支援》

一般企業への雇用や在宅での就労を希望する障害者に対して、厚生労働省令で定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練その他を行う事業です。具体的には、こうした事業を実施する施設を確保・充実するとともに、江東区就労・生活支援センターとも連携し、一般企業への就労移行を進めます。

### 《就労継続支援》

通常の事業所に就労することが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等を行う事業です。こうした活動を展開する施設の確保と充実を図ります。

### (2) 雇用・就労の拡大

次の事業の展開により、障害者の雇用・就労を拡大します。

#### 《障害者雇用率制度や雇用納付金制度など企業の理解促進》

障害者雇用促進法で定められている雇用率は、平成 18 年では、一般企業では 1.8% (精神障害者も含める) となっています。しかし、法定雇用率を満たしていない企業も多く、公共職業安定所等を通じた企業に対する指導を強化するなどして、障害者雇用の促進を図ります。

#### 《障害者雇用納付金制度の活用による雇用・就労の拡大》

障害者雇用納付金制度とは、障害者雇用率未達成の企業から納付金を徴収し、雇用率を超えて雇用する企業に対して障害者雇用調整金や報奨金を支給する制度です。これを活用した雇用の拡大に努めるべく、制度の普及・啓発を図ります。

#### 《職場適応訓練やジョブコーチ支援の拡大》

職場適応訓練とは、一般企業に障害者の職場適応訓練を委託し(委託事業主には委託費を、訓練生に対しては訓練手当を支給) 訓練終了後に引き続き雇用していただく事業です。また、ジョブコーチ支援とは、ジョブコーチが職場に出向いて、障害者の職場適応の援助や職場の理解の促進の援助を行う事業です。公共職業安定所や東京障害者職業センターが行うこれらの事業を、活用していきます。

#### 《江東区障害者就労・生活支援センターの充実》

平成 17 年 4 月に設立した江東区障害者就労・生活支援センターでは、就労に関する相談・助言、職業準備訓練・職場実習あっせん、関係機関との連絡調整など、就労前から就職・就職後までの支援を行っています。こうした活動について、三障害それぞれの対応の充実を図り、障害者の就労を促進します。

#### 《関係機関の連携強化》

公共職業安定所や福祉関係機関、養護学校などの教育関係機関など障害者の就労に係る各種機関の連携を強化し、障害者の雇用・就労の拡大を図ります。特に、障害者雇用を推進するため、企業と公共職業安定所や就労・生活支援センター、障害者の就労支援関係施設などによる障害者雇用促進の連絡組織の設置を進めます。

## 【事業計画】

### (1) 就労支援の充実

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
自立訓練	新体系で、通所による生活訓練や機能訓練の機会を提供する事業。	充実
就労移行支援	新体系で、一般就労に向けて必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業。	充実
就労継続支援	一般の事業所で就労することが困難な障害者に対して、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行う事業。	充実
勤労障害者表彰	就業成績が良好な勤労障害者に対して賞状を授与し、勤労意欲の高揚と心身障害者の就労促進を図る。17年度は6名を表彰。	継続

### (2) 雇用・就労の拡大

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
障害者雇用に関する企業の理解促進	障害者の雇用拡大について企業にPRして理解を促進するとともに、企業に法定雇用率の達成を促す。	充実
障害者雇用納付金制度の活用による雇用拡大	障害者雇用納付金制度をPRして障害者雇用の拡大に努める。	充実
職場適応訓練の推進	職場適応訓練制度の活用を宣伝し、訓練終了後の雇用を進める。	充実
ジョブコーチ支援	ジョブコーチによる支援を受け入れる企業の拡大に努める。	充実
江東区障害者就労・生活支援センター	就労に関する相談・助言、職業準備訓練・職場実習あっせん、関係機関との連絡調整などを実施。	継続
公共職業安定所	障害者の職業相談専門の係があり、求職の受付から就職後の相談まで行う。手話通訳相談日もある。	継続

## 5 健康を守る保健・医療の充実

### 【施策の方向】

今日、食習慣や運動習慣などの生活習慣が疾病の発症に深く関わっている生活習慣病の予防は、高齢化が進む障害者の健康維持のためにも大きな課題となっています。

また、様々な疾患から内部障害（腎臓機能障害やぼうこう・直腸機能障害など）となる例も増加しており、内部障害の原因となる疾病の予防、早期発見、治療を充実することも大きな課題となっています。

障害者に対する医療の提供は、従来の身体障害者福祉法による更生医療、児童福祉法による育成医療、精神保健福祉法による精神通院公費が統一されて、自立支援医療となりました。

また、精神に障害を有する人も増加する傾向にありますが、精神障害については、従来の入院医療中心から地域生活中心へ施策の方向が変化しています。特に、退院可能な人を地域生活へ復帰させるための地域の受け皿の整備が課題となっています。

現在、国においては、医療制度を持続可能な制度へと再構築していくため、医療制度改革を進めています。平成18年6月には国会で健康保険法等の一部を改正する法律及び医療法等の一部を改正する法律が成立しました。今後、改革（医療保険制度の一元化、新しい高齢者医療制度の創設、診療報酬体系など）はさらに進む方向にあります。

こうした国の保健・医療施策の変化を踏まえながら、障害者の健康を守るために、予防や早期発見に関わる保健サービス、医療サービス等の充実を図ります。

### 【施策の展開】

#### （1）保健サービスの充実

出生から高齢期までの健康の維持・増進のため、子どもの発達障害、内部障害に至る疾患、生活習慣病なども含めて障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応など保健サービスの充実を進めます。

##### 乳幼児や就学前児童などに対する健診及び相談の充実

乳幼児健康診査などの健診、子どもの発達相談などの相談活動の充実を図り、障害の原因となる疾病等の予防・早期発見・早期対応を進めます。

また、小中学校の児童・生徒に対しては、保健学習、保健指導、定期健康診断などが行われていますが、こうした学校保健の中で、心身障害児に対する保健活動を実施していきます。

##### 障害者の健康に関する相談及び機能訓練の充実

心身障害者に対する健康相談や機能訓練の充実を図ります。

##### 中高年者に対する予防健診などの充実

健康保険に加入している人の疾病予防は、今後、それぞれの健康保険者の義務となります。このため、各保険者が内部障害に至る疾患の予防と早期発見、生活習慣病の予防などのため、中高年者に対する相談や健診など予防活動の充実を図ることが必要です。

## (2) 医療サービスの充実

### 自立支援医療（新体系）の実施

障害に係る公費負担医療制度は、従来の身体障害者福祉法に基づく更生医療、児童福祉法に基づく育成医療、精神保健福祉法に基づく精神通院公費が、自立支援法に基づく自立支援医療に再編されました。

（更生医療は、身体障害者に対し、日常生活能力の回復のために指定医療機関で行う必要な医療の給付。育成医療は、身体に障害のある児童に対し、指定医療機関で生活能力を得るために必要な医療の給付。精神通院公費は、精神障害者が指定医療機関で医療を受ける場合、その要する医療費の95%を都道府県が負担する制度。）

医療の内容や支給認定の実施主体（精神・育成 都道府県、更生 区市町村）は現行通りですが、支給認定の手続きや利用者負担の仕組みを共通化し、指定医療機関制度を導入しました。

### 療養介護医療費給付（新体系）の実施

自立支援法のもとでの医療サービスとして、療養介護医療費給付があります。これは、療養介護のうち医療に係る部分です。療養介護とは、主として日中に病院などの施設で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の世話などをいいます（18歳未満は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります）。また、基準該当事業所で療養介護医療を受けた場合は、基準該当療養介護医療費の給付となります。

### その他の医療サービスの充実

上記の他に、従来から実施してきた医療費の一部を助成する制度なども含めて、保健・医療サービスを実施していきます。

## 【事業計画】

### (1) 保健サービスの充実

#### 乳幼児や就学前児童などに対する健診及び相談の充実

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
乳幼児健康診査	乳幼児期の各期における健康診査（乳児健診、経過観察健診、1歳6ヶ月・3歳児健診、発達相談）を行い、心身障害児の早期発見、早期療育のための相談指導を保健相談所で実施。	継続
新生児・産婦訪問指導	保健師・助産師が家庭を訪問し、新生児の養育に関する相談・指導、健康チェック、産婦の健康や育児の悩み等の相談を行う。保健相談所で実施。	継続

発達相談	乳児健診で運動発達に問題が認められた乳児に対し、専門医の診察・相談と理学療法士による指導を行う。保健相談所で実施。	継続
1歳半経過観察心理相談（ことばの相談）	1歳6ヶ月を過ぎた幼児のことばの発達に関する相談を行う。保健相談所で実施。	継続
3歳児心理相談	3歳児の気になる行動や子育ての問題に関する相談を行う。保健相談所で実施。	継続
こころの発達相談	各種健診及び相談から必要と認められる児童について、心理相談を行う。保健相談所で実施。	継続

#### 障害者の健康に関する相談及び機能訓練の充実

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
心身障害者施設等健康相談	区内の施設を利用する心身障害者等を対象に、医師による診察と血液検査、尿検査、胸部レントゲン検査、心電図検査、健康相談などを実施。17年度実績は、保健相談所で月2回実施。	継続
機能回復訓練事業	障害者福祉センターで、理学療法士、言語聴覚士による機能訓練を実施。	継続

#### 中高年者に対する予防健診などの充実

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
基本健康診査	心臓病、脳血管障害などの早期発見、早期治療を目的として、40歳以上の区民を対象に実施。今後は、医療制度改革に合わせ見直す。	見直し
がん検診	胃、肺、大腸、子宮、乳がんの早期発見、早期治療を目的として、各対象年齢における希望する区民に実施。	継続
生活習慣病予防健診	40歳未満の区民を対象に、尿検査、血圧測定、血液検査、胸部X線、心電図、骨密度測定などを行い、保健指導、栄養指導及び医師の指導を実施。今後は、医療制度改革に合わせ見直す。	見直し
認知症予防講座	区民の認知症に対する理解を深め、健康寿命の延長を図ることをめざして、認知症予防のための具体的な取組についてシリーズで講座を実施。	継続

(2) 医療サービスの充実

自立支援医療（新体系）の実施

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
自立支援医療 (更生医療) (育成医療) (精神通院公費)	自立支援法第 6 条に規定された自立支援給付の一つで、従来の身体障害者の更生医療、障害児の育成医療、精神障害者の精神通院公費が統合されて共通の制度になった医療給付。 17 年度実績は、更生医療延べ 601 人、育成医療 89 人。 精神通院公費の申請受付 1,932 人、制度利用者は平成 18 年 1 月 31 日現在で 4,072 人。	新体系へ移行

療養介護医療費給付（新体系）の実施

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
療養介護医療費給付 (進行性筋萎縮症療養等給付)	自立支援法第 6 条に規定された自立支援給付の一つで、療養介護のうち医療に係る部分（療養介護医療）の給付。 進行性筋萎縮症の方に対し、療養とあわせて必要な訓練を行う。平成 17 年度の実績は、延べ 60 人。 平成 18 年 10 月より療養介護医療費給付へ移行。	新体系へ移行

その他の医療サービスの充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
心身障害者（児）医療費助成	身体障害者手帳 1・2 級（内部障害は 3 級まで）愛の手帳 1・2 度の方が健康保険証を使って診療・投薬を受けたときの医療費の自己負担分の一部を助成。	継続
小児慢性疾患の医療費助成	18 歳未満の方ががんやぜんそくなど慢性疾患で医療を受けたときに、各種保険の自己負担分を助成。 17 年度実績は 328 人。	継続
緊急通報システム設置	ひとり暮らし等の障害者世帯（難病世帯も含む）が、緊急事態に陥ったときに、手元のペンダントを押すだけで直接東京消防庁に通報できる機器を設置。17 年度実績は 71 件。	継続

## 6 障害児・者の教育・療育の充実

### 【施策の方向】

障害のある人の可能性を伸ばし自立と社会参加を促進するために、ライフステージに応じた適切な教育の機会を保障していく必要があります。特に、障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じてきめ細かな支援を行うために、乳幼児期から学校卒業後まで一貫して計画的に教育を行うとともに、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等のある子どもについても教育的支援を行います。

また、生涯学習においては、障害者が文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通じて充実した生活を実現するとともに、区民との交流を深める機会を確保します。

### 【施策の展開】

#### （１）療育・保育・就学前教育の充実

就学前の子どもの運動やことばの発達についての相談を行うとともに、一人ひとりの子どもの発達に応じた生活指導・集団指導・個別指導を実施します。

障害児審査会による審査を経て、障害のある幼児を保育園に受け入れるとともに、適切な保育ができるように保育内容の充実を図ります。

幼稚園に在籍する幼児に対し介助員を配置することで安全の確保を図ります。

子どもの療育・保育・教育に関わる施設と、保健・医療に関わる施設の連携を強化します。

#### （２）心身障害教育の充実

心身障害教育は、これまでの障害の程度等に応じ特別の場で指導を行う「特殊教育」から、障害のある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」への転換を図る方向で、その充実が図られています。

心身障害児に対する義務教育の場として、都立の盲・ろう・養護学校（知的障害・肢体不自由・病弱）と区立の心身障害学級（知的障害・言語障害・聴覚障害・情緒障害）があります。

区立の心身障害学級は、固定学級と通級指導学級に別れています。固定学級は、知的障害児に固定した学級で特別な教育課程や指導法により教育を行うものです。通級指導学級は、教科等の指導のほとんどを通常の学級で受けつつ、週に何回か障害の状態に応じた特別の指導を特別の場で受けるという指導形態で、本区には言語障害・聴覚障害・情緒障害があり、平成5年度から制度化されたものです。

### 【特別支援教育とは】

『特別支援教育とは、従来の特殊教育の対象の障害だけではなく、LD・ADHD・高機能自閉症等を含めて、障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うものである。』

(文部科学省 平成 15 年「今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)」)

平成 18 年 6 月の国会で、改正学校教育法が成立し、平成 19 年 4 月 1 日施行となります。ここでは、現在の盲・ろう・養護学校は「特別支援学校」とし、特殊学級(東京都においては心身障害学級)の名称は「特別支援学級」に変更されることを始め、特別支援教育の推進について規定されました。

### (3) 放課後対策及び生涯学習の充実

障害児を受け入れる学童クラブ等を増やし、放課後の障害児の活動の場を確保・拡大していきます。

生涯学習の一環として、障害者の利用しやすい施設・設備等の整備や生涯学習プログラムの充実を図るとともに、スポーツを奨励し、障害者のスポーツ・文化芸術活動の振興を図ります。

### 【事業計画】

#### (1) 療育・保育・就学前教育の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
障害児発達指導事業	就学前の子どもの発達について、専門的な相談や療育を行う事業。江東区こども発達センター「CoCo」で、実施しているほか、障害者福祉センターの育成室でも訓練を実施。	新体系移行を検討
障害児通所訓練	発達に遅れのある子や障害のある乳幼児を対象に、早期からの療育を行う。2ヶ所で実施。	継続
障害児保育の充実	障害児保育については、区では障害児審査会を設置し、障害児の入園の可否及び処遇を審査し、適切な障害児保育を実施。平成 17 年度巡回指導対象児は 100 人(うち障害認定児 20 人)	継続
幼稚園の障害児受け入れ	幼稚園でも、障害児を受け入れて幼稚園教育を実施。平成 17 年度就園相談 15 人(うち介助員配置 11 人)	継続

(2) 心身障害教育の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
義務教育の就学相談	教育委員会では、障害の種類・程度によって適切な教育を保障するための就学相談を実施。	継続
心身障害学級の設置	<p>平成 17 年度の実績</p> <p>小学校の固定学級（知的障害）は 9 校・19 学級・117 人在籍、通級指導学級は聴覚障害 1 校・1 学級・8 人、言語障害 1 校・3 学級・46 人、情緒障害 1 校・5 学級・44 人。</p> <p>中学校の固定学級（知的障害）5 校・9 学級・54 人在籍、通級指導学級（情緒障害）2 校・4 学級・31 人。</p>	継続
学習支援事業	<p>通常学級に在籍する特別な教育的配慮を必要とする幼児・児童・生徒に対し、区独自に学習支援講師・学習補助講師を採用・配置し、個別の学習支援を行うとともに、円滑な学級運営に寄与する。</p> <p>学習支援講師は、主として LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等がある児童・生徒等に教員免許を有する講師が学習支援を行う。17 年度実績は、小学校 25 校、中学校 4 校。</p> <p>学習補助講師は、通常学級に在籍する認定就学者等に対し、学校生活において必要な補助を行う。17 年度実績は、小学校 12 校、中学校 2 校。</p>	継続
心身障害児等介助	<p>区立小中学校「心身障害学級」に対し、児童・生徒の安全確保等のため介助員を配置。</p> <p>17 年度（実績）小学校 20 人、中学校 7 人。</p> <p>区立幼稚園に在籍する心身に障害のある幼児に対し、安全確保等のため介助員を配置。17 年度（実績）幼稚園 11 人。</p>	継続
小学校情緒障害学級（通級）の増設	<p>通常学級に在籍する LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の軽度発達障害児の入級希望に対応するため、平成 18 年度より「東川小学校」に新たに開設し、従来の「南砂小学校」との 2 校体制で支援。</p> <p>平成 18 年 5 月 1 日現在、「東川小学校」3 学級・23 人、「南砂小学校」3 学級・29 人。</p>	充実

(3) 放課後対策及び生涯学習の充実

事業名	事業内容及び 17 年度実績など	目標
障害児通所訓練	学齢期の児童を対象に、放課後や長期休業中の活動の場として、8ヶ所で実施。	継続
学童クラブにおける障害児の受け入れ	学童クラブに障害児を受け入れる場合、巡回指導員による指導や、私立学童クラブに対して障害児を受け入れる場合に補助対象指導員分として補助金の加算を行う。平成 17 年度に障害児を受け入れた学童クラブは 33 ヲ所、54 人。	継続
放課後子ども教室	当該小学校在籍の 1 年～6 年生を対象に、小学校を活用し、仲間との交流や学習・スポーツ等の活動を展開する。当該小学校在籍の障害児の受け入れについて検討している。平成 19 年度に 5 校で実施し、将来的には全小学校で実施する方向。	新規
障害者の生涯学習の場の充実 「エンジョイクラブ」 （「こうとう教室」）	学校教育を終了した軽度の知的障害をもつ就労者を対象として、余暇活動に必要な一般教養、スポーツ、レクリエーション等各種事業を実施し、学習活動を支援する。17 年度は「こうとう教室」の名称で、教室活動とクラブ活動を実施、受講生は 103 名。また、17 年度は開設 40 周年の記念行事を開催。 18 年度は、名称を含め運営体制や活動内容を大幅に改正する予定。	充実
心身障害児・者をもつ親のための家庭教育学級	知的障害児・者を持つ親及び関心をもっている区民が、子どもの発達について理解を深め、取り巻く課題について考えていく学級。年 2 コース（夏・秋）各 3 回実施。17 年度の実績は、夏コース 3 回参加者 22 名、秋コース 3 回参加者 51 名。今後は、企画会への参加者の呼びかけを工夫し、より多くの意見を踏まえて展開する。	充実
障害者水泳教室	おおむね 3 歳以上の愛の手帳または障害者手帳をお持ちの方を対象に、水慣れや水泳の初歩を指導する。実績は、年 4 回実施し、1 回 50 人。指導員は江東区水泳連盟で、1 回 30 人。 18 年度以降は、年 6 回実施。1 回の定員を 30 人、指導員を 20 人にする予定。	充実

## 7 区民の理解と共感の醸成

### 【施策の方向】

さまざまな障害者に係る施策を展開していくためには、障害及び障害者に対する理解と共感の醸成、そしてそれに基づく協力・支援の行動が必要です。そのため、さらなる啓発・広報活動や、福祉教育を進め、障害に対する理解不足からくる誤解や差別感情を払拭し、区民の幅広い層の参加による交流活動・ボランティア活動等を活性化させることで、心のバリアフリーをすすめます。

### 【施策の展開】

#### (1) 啓発・広報活動の推進

障害に関する理解を深めるため、「障害者週間」(12月3日～9日)、「障害者雇用促進月間」、「人権週間」、「精神保健普及運動」など国のスケジュールに合わせて、区における啓発・広報活動を推進します。

#### (2) 福祉教育の推進

福祉の心を醸成し、福祉活動を活発にするため、学校教育、生涯学習で福祉に関わるテーマでの学習会等を開催するなど、福祉教育を推進します。

#### (3) 各種の行事を通じた交流の推進

障害者福祉大会など各種の行事を通じて、様々な障害者の間の交流や区民との交流を推進し、障害に対する理解と共感の醸成を図ります。

#### (4) ボランティアの養成・活動の促進

江東ボランティアセンターを中心として、障害者に対する支援のボランティア活動を更に活性化させ、障害と障害者に対する理解と共感を広めていきます。

また、手話通訳のできる方、要約筆記のできる方、点字訳や対面朗読のできる方など、障害者の生活の様々な場面で支援が行えるボランティアの養成を進めるとともに、ボランティア活動の促進を図ります。

### 【事業計画】

#### (1) 啓発・広報活動の推進

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
区報の掲載	年1回、障害者福祉課全体の事業説明として、区報で概要を掲載。その他、随時お知らせすべきものについては掲載。	継続

ホームページによる 実施事業の紹介	江東区のホームページに、障害者施策として行っている事業を掲載。	継続
障害者福祉のてびきの発行	心身障害者が利用できるサービスを広くまとめた冊子を作成・発行。	継続
障害者週間等による啓発・ 広報活動の推進	障害に関する理解を深めるため、「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者雇用促進月間」、「人権週間」、「精神保健普及運動」などに合わせて、啓発・広報活動を推進します。	継続
精神保健講演会	患者家族及び区民の精神疾患に対する誤解や偏見をなくし、精神保健についての正しい知識と精神障害者への理解を得る啓発活動の一環として、精神保健講演会を実施。	継続

## (2) 福祉教育の推進

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
福祉教育の推進	福祉の心を醸成し、福祉活動を活発にするため、学校教育、生涯学習で福祉に関わるテーマでの学習会等を開催。	継続

## (3) 各種の行事を通じた交流の推進

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
障害者福祉大会の開催	障害者とその家族に芸能等の催しで慰安するとともに、障害者と家族の交流を図る。年1回開催。	継続
通所施設でのイベントの 開催	通所施設において、区民へのPRや地域との交流の場として、まつりなどのイベントを開催。	継続

## (4) ボランティアの養成・活動の促進

事業名	事業内容及び17年度実績など	目標
江東ボランティア センターの運営	江東ボランティアセンターでは、ボランティア活動の相談、登録、養成のための講習会等を実施。	継続
手話通訳者・協力員の 養成（再掲）	手話通訳のできる方を養成します。	継続

## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 障害者福祉に関する行政等の体制の整備

障害者福祉施策の総合的な推進のために、保健、福祉、教育、雇用、まちづくりなど区役所の関係部署の連携を強化します。

また、区役所内部にとどまらず、広く公共職業安定所など雇用関係機関や教育関係機関と福祉関係者との連携を強化します。

### 2 区民・関係団体との連携強化

#### (1) 障害者団体等との連携強化、参加・参画の推進

計画の策定及び実施にあたって、障害者団体や関連団体との連携を強化するとともに、障害者団体等の参加・参画を進めます。

#### (2) ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携強化

本計画の基本理念の一つである共生社会の実現に向けて、区民の理解を醸成するとともに、ボランティア団体、サービス提供事業者、区民等との連携の強化を図ります。

### 3 計画の進行管理と評価

#### (1) 計画の評価

障害者関係団体との意見交換、利用者等へのニーズ調査などにより、施策・事業の有効性について検証を行い、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

#### (2) 計画の進行管理と見直し

本計画の進捗状況を定期的に点検するとともに、障害者のニーズや社会経済状況の変化等を踏まえて、必要に応じて計画を見直します。また、計画の進行管理及び評価を実施する区役所の内部組織と、区役所外部の関係者も入った組織の設置についても検討します。

## 4 国や都への要望

### (1) 障害者計画の推進のための福祉財源の確保

本計画で実施する事業には、その経費が国や東京都の財政負担で成り立っているものも少なくありません。各種の事業が円滑に実施できるように、国や東京都が福祉財源を確保することを望みます。

### (2) 障害者に対する経済的支援の充実

障害者の経済的生活は、国や東京都の手当や年金により支えられていることが多く、障害者に対する経済的支援の充実を要望します。